

## キョクトウ在宅介護サービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 極東警備保障株式会社が開設するキョクトウ在宅介護サービスセンター(以下「事業所」という)が行なう指定訪問介護の事業及び第一号訪問事業の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第一号訪問事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる支援を行なう。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 キョクトウ在宅介護サービスセンター
- (2) 所在地 旭川市永山北1条10丁目11番19号(極東警備保障(株)2F)

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行なう。
- (2) サービス提供責任者 2名以上  
サービス提供責任者は、管理者を補佐すると共に自らも指定訪問介護に当たるものとする。又事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なう。
- (3) 訪問介護員等 10名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

#### (1) 営業日

土曜日・日曜日及び12/29～1/3迄の年末年始を除く毎日。

但し、訪問介護員の派遣は365日体制とする。

#### (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分とする。

但し、休日・時間外は、24時間電話連絡が可能な体制とする。

### (訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額及び旭川市が定める額を基準とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

#### (1) 身体介護

#### (2) 生活援助

### (緊急時等における対応方針)

第7条 訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び管理者に連絡・報告するものとする。

### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の訪問介護事業の実施地域は、旭川市・当麻町・愛別町・比布町・鷹栖町・東川町・東神楽町の地域とする。

第一号訪問事業の実施地域は、旭川市地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり

設けるものとし、又業務体制を整備する。

1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内） ・ 継続研修（第5土曜日及び随時）
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、 従業者でなくなった後においてもこれからも秘密を保持すべき旨を、従業者との 雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外に運営に関する重要事項は、  
極東警備保障株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情措置)

第10条 苦情を受けた場合の措置は次のとおりとする。

1. 苦情・相談に対する窓口として管理者が対応するとともに、時間外・不在中の場合についても基本的な事項については、誰でも対応できるよう教育指導している。
2. 処理体制・手順
  - ・ 苦情が発生した場合、直ちにサービス提供責任者より相手方に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
  - ・ サービス提供責任者が必要と判断した場合は、  
管理者を含め検討会議を行う。
  - ・ 検討後、速やかに具体的な対応を行なう。（謝罪等）
  - ・ 苦情及びその結果を記録する。
3. サービス提供責任者及び訪問介護員への連絡・確認・報告を密にし、苦情がおきないように、サービス提供に心がける。

(虐待防止に関する事項)

第11条 1, 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催
- ・虐待防止のための指針の策定
- ・虐待の防止のために従業者に対する研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2, 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

附 則

この規定は	平成12年	4月	1日から改定する。
	平成15年	1月	4日から改定する。
	平成15年	4月	1日から改定する。
	平成17年	10月	1日から改定する。
	平成18年	11月	1日から改定する。
	平成19年	5月	1日から改定する。
	平成21年	10月26日	から改定する。
	平成27年	5月	1日から改定する。
	平成27年	8月	1日から改定する。
	平成30年	4月	1日から改定する。
	令和6年	4月	1日から改定する。